

[最優秀賞]

怖さを抱え、 「入院」という偏見と闘い抜いて

平岡百合 ひらおか・ゆり 東京弁護士会・73期

傷害致死被疑事件

東京地決令4・4・8 令和4年(医ろ)第6号 LEX/DB25593483

はじめに

本当は刑事弁護が怖い。自分の弁護活動が人の人生を左右してしまうと思うと、その責任の重さに押しつぶされそうになる。それでも私は、目を背けずに刑事弁護をやりたいと思う。当事者側の事実をその人の立場で伝え続けることができるのは、弁護人しかいないと思うからだ。そして、それは簡単ではない。だから、最善の弁護活動ができるよう研鑽を積みみたいと思い、今の事務所に就職した。

そんな私が、人の人生を背負う怖さと闘いながら、依頼者や依頼者の家族の思いに突き動かされ、ただできることを精一杯やったのが本件である。事務所の同期や先輩、OBの方からの支えを受けながら、捜査段階での不起訴処分と、後の医療観察法上の手続において対象行為なし、申立却下決定を得たので、報告する。

事件の概要

弁護士1年目の秋、被疑者国選で、傷害致死被疑事件が配転された。勾留状を見ると、依頼者は、70歳。夫の顔や背中を水入りペットボトルで複数回殴打し、顔面打撲、肋骨骨折等の傷害を加え、不詳の傷害により死亡させたという嫌疑だった。人が亡くなった事件を受任するのは初めてで、少し足がすくんだ。

警察署へ接見に行くと、Oさんは、「待っていました。主人が死んじゃったんです」と言って、泣き崩れた。Oさんは要介護1の夫と二人暮らし。介護のスト

レスを抱えていた。その日は、夫の失禁に腹を立て、水入りペットボトルで肩を4、5回叩いた。その後、買い物に出かけ、帰宅後に体を洗うため、風呂場に連れて行ったら、急に倒れてしまった。しかし、顔や背中には叩いていないという。

Oさんの話だと、暴行の部位が異なり、死の結果が生じるはずはない。しかし、Oさんは、自分のせいで、夫が死んでしまったと思い込んでいた。事件から私が選任されるまでの3日間に、Oさんが被疑事実を認める調書が何通も作られていた。今思えば、Oさんの思い込みは、取調べの中で、自白を迫られる中で作り上げられたのかもしれない。

捜査段階の弁護活動

初回接見翌日から、毎日Oさんに会いに行った。接見のたびに、Oさんには、黙秘の重要性を伝え、黙秘してほしいと伝えた。事務所の先輩に頼み込み、一緒に接見へ行ってもらったりもした。それでも、黙秘はできなかった。

取調べでは、夫の遺体の写真を見せられ、遺体の傷ひとつひとつについて説明を求められる。夫に悪いと思わないのかと問い詰められる。自分のせいで夫が死んだと思い込んでいるOさんは、それに堪えきれず、話をしてしまう。Oさんの認識とは異なる調書も作成された。私は、そのたびに弁面調書を作成し、確定日付を取った。どれほど黙秘の重要性を伝えても、Oさんの心の中の罪悪感を拭うことはできないのだと思うと、自分の無力さを感じずにはいられなかった。

Oさんの精神病と鑑定留置

接見で、Oさんが精神病院へ通院していることがわかった。病院へ問合せ、主治医に話を聞くと、統合失調感情障害という精神病に罹患し、30年以上の通院歴があることが分かった。

勾留12日目、Oさんは鑑定留置された。問診では、ずっとできなかつた黙秘ができ、焦った検察官から連絡がはいった。黙秘を解除してもらえないか。問診の結果、Oさんの病気が事件に影響しているのであれば、起訴せずに医療機関へつなげたいと言うのだ。黙秘の解除は供述が増えるリスクがある。しかし起訴されたら、長期間刑務所に服役することも十分ありうる。依頼者にとって何が利益なのか悩んだ結果、不起訴の可能性に賭け、黙秘を解除することにした。

刑事事件との違い

Oさんは不起訴処分になり、医療観察法上の申立てが行われた。私は、これでOさんが刑務所に行くことはなくなったと思い、安堵した。

しかし、医療観察法上の入院処遇は、刑事事件に引けを取らない不利益なものだ。対象者の意思に関らず、期間を定めずに、病院に閉じ込めておくことを可能にしてしまう制度だと事務所の先輩から教えられ、自分の認識の甘さを反省した。

裁判所に送られた記録をすべて謄写し、検討すると、不審点に気づいた。

まず、対象行為の被疑事実の記載で、「ペットボトルでの殴打」を「鈍体での殴打」と変えられていた。また、あるべきはずの遺体の鑑定書や解剖医の聴取報告書がない。違和感を感じ記録を確認したところ、生前のカルテに、「転倒」という言葉が何度も出てくる。夫が亡くなった原因に、転倒の可能性が深く追及されていないのではないかと。こちら側が知るべき事実を取りこぼしてはならない。

すぐに、検察官に対し、解剖医の鑑定書や聴取報告書の提出を求めた。鑑定書は提出されたが、聴取報告書は「ない」の一点張りだ。鑑定留置中の精神鑑定医の意見書には、解剖医の聴取報告書が引用

されているので、「ない」はずはない。検察官と話をしていたらちが明かないので、解剖医に、話を聞かせてほしいと手紙を送った。しかし、検察官を通じて断られてしまった。検察官からは、「刑事じゃないんですよ。争っても、誰も幸せにならない」とまで言われた。

検察官は、Oさんが夫を死なせたことを前提に、医療観察の申立てをしたはずだ。解剖医の意見は、それを基礎づける重要な証拠だ。それなのに、説明責任を果たさない。Oさんのせいで夫が死んだと認定されるかどうかは、Oさんの人生そのものにかかわる重要なことだ。そこに、手続の違いは関係ない。人として何も感じないのかと、怒りを乗り越えて、ただ悲しかった。

裁判官の言葉

カンファレンスの数日前、裁判官に対象行為を争う可能性があるかと伝えた。すると、記録を見ていた裁判官が、傷害の限度では認められるのではないかと。医療観察法上の対象行為には、傷害致死だけでなく、傷害も含まれる。それもあつてか、裁判官は、裁判所は、傷害致死でも傷害でも関心がないと言った。裁判官までそんなことを言うのかと思うと、やりきれなくなった。

「本人にとっては、違うじゃないですか」と声を絞り出すのがやっとだった。

カンファレンス当日は、裁判官、検察官、付添人のほか、社会復帰調整官などが参加し、意見交換が行われた。先の検察官と裁判官とのやり取りで、対象行為を争うことに不安もあつた。他方、記録の検討や聞き取りを進めると、Oさんの夫がパーキンソン病を患っており、薬の影響で歩行時に強度のふらつきがあることがわかった。Oさんの夫が転倒により亡くなった可能性も排斥できなくなった。

私は、「対象行為を争う可能性がある」と主張した。そして、裁判所に、解剖医から話が聞けるよう調整してほしいと食い下がった。裁判官の説得もあり、検察官が折れる形で、解剖医から話を聞く機会が設けられることになった。

カンファレンスの最後、裁判官が、「『本人にとつては、違うじゃないですか』という言葉聞いて、付

添人の思いを理解した。事実認定はきちんとする」と言ってくれた。この言葉を信じていいのか戸惑ったが、少し気持ちが救われたような気がした。

ケースセオリーの検討

検察官立会いの下、解剖医との面会が行われた。まず、検察官が、受傷時期や死因などについて質問した。主な死因は、背部の骨折だった。検察官とのやり取りは、何度打合せをしたのかと疑問に思うほどスムーズなやり取りだった。

私からは、外力の原因、自己転倒の可能性についての質問を行った。解剖医は、外力の原因について、ペットボトルの打撃では、身体のどのあざも生じないと答えた。検察官が隠したかったのは、この事実なのだった。さらに、解剖医は、背部の肋骨骨折が楕円形に生じていることから、楕円形の鈍体の作用が考えられる。他方、自己転倒の可能性については、同時期に受傷したと考えられる頭部にも数カ所の傷があることからすると、2度以上の転倒があったはずであり、2度以上も転倒する可能性は考えにくいと言った。

なぜ、Oさんの夫は亡くなったのか。この時点で、ケースセオリーを明確にすることができないでいた。そこで、Oさんの息子に頼み、Oさんの自宅を見せてもらった。Oさんの息子も、父の死が母であるOさんのせいなのか半信半疑であったため、協力してくれた。自宅訪問後、再度、記録にある自宅の写真を見返すと、Oさんの寝室に、簡易手すりがあることに気づいた。Oさんの自宅を訪問したときにはなかったものだ。話を聞くと、Oさんの夫が、布団から起き上がる際使っていたもので、事件当時、介護会社からレンタルしていたことがわかった。事件後返却したと聞き、早速、介護会社に連絡を取り、商品名・品番を教えてもらった。調べてみると、高さは70cm程度で、Oさんの夫のお尻あたりに手すりが位置すること、手すりの端が楕円形であることがわかった。Oさんの夫が大きくふらついて楕円形の手すり端部で背部を打ち骨折したのだとすれば、その後転倒し、床に後頭部をぶつけるはずである。元々強度のふらつきがあるOさんの夫は、起き上がった後、2回目の転倒をした可能性もある。

このとき、ケースセオリーが明確になった。

怖さとの闘い

第2回カンファレンスでは、解剖医から参考人聴取の形で意見を聞くことが決まり、審判のスケジュールも確定した。また、処遇に関する意見交換も行われた。

私は、対象行為を争う一方で、Oさんの環境調整も行ってきた。Oさんが、かかりつけ病院で任意入院ができるように、主治医と調整を行っていた。そういう点も踏まえ、不処遇相当という意見を述べたが、他の関係者の意見は、入院処遇相当だった。ありもしない事実を前提に、無期限の入院処遇になることだけは絶対に避けなければいけないと思った。私は、Oさんの息子から、Oさんの親族が、「今回の事件を機に、縁を切りたい」と言っているという話を聞いていた。何より、Oさん自身、自分が夫を死なせてしまったのではないかという気持ちが拭き切れていない。このようなOさんが、今後の人生で抱える問題を解消するためには、裁判所から、「対象行為なし」という審判を出してもらう以外にはないと感じていた。しかし、その思いが強くなればなるほど怖さを感じた。自分の活動により、Oさんの人生が左右されてしまうという怖さだ。それからは、その怖さを原動力に変え、やり残したことはないか、ひたすら考えて実行する日々だった。鑑定書を穴が開くほど読み返し、Oさんの夫の関係者には、しらみつぶしに連絡をし、生前の様子について話を聞き回った。Oさんの関係者からも話を聞き、報告書にまとめた。

審判

解剖医への参考人聴取の日を迎えた。参考人聴取は、提出済みの資料の内容について、裁判官が質問をし、その後、付添人、検察官という順で質問が行われた。私からは、傷害結果が、ペットボトルでの殴打では生じないこと、自己転倒の可能性もあることを確認し、鑑定医は、Oさんの夫の生前のカルテやレントゲン、介護記録など、転倒や骨折歴に関する資料を見ていないことを確認した。

Oさんへの審問は、練習段階から苦戦した。質問

と回答がかみ合わない、事実とは異なることを述べてしまう。「問いを短く」。刑事弁護の基本を思い返すようなアドバイスを事務所の先輩から受けた。その結果、審問では、多少の揺れはあったものの、核心部分が揺れることなく、伝えるべきことを、伝えることができた。

意見書を提出し、2週間後の桜が咲く日。Oさんに、対象行為なし、申立却下決定書が届けられた。Oさんの言い分が全面的に認められた決定書だった。Oさんの息子は「救われました」と言ってくれた。自分が夫を死なせてしまったというOさんの思いが、やっと払拭できたような気がした。

Oさんは満面の笑みで何度も意見書を見返していた。何よりそれが嬉しかった。

さいごに

この事件でどうしてここまでやれたのか。それは、

自分の活動により、Oさんの人生が左右されるという怖さを持ち続けられたからだと思っている。OさんやOさんの家族の思いを感じれば感じるほど、怖さは大きくなっていった。しかしOさん側の事実をOさんの立場で、裁判所に伝え続けることが私の役割であり、私以外にはいないのだという思いが、今回の活動につながったと思っている。

弁護人は、その人の人生を背負って仕事をしている。その弁護活動が人の人生を左右することがある。だから辛くても、どんな小さな出来事でも手を抜いてはいけない。この事件と出会って、改めて自分を戒めている。そして辛い状況にあっても、事務所の同期や先輩、OBの方々からの支えがあったからこそ、乗り越えられた。この事務所にいたからこそ、得られた成果であると思っている。この場を借りて、深く御礼申し上げる。